第１部　総則

第１章　計画の目的等

第１　計画の目的

奄美市地域防災計画は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。「以下基本法」という。）第 42 条及び水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 25 条の規定に基づき,奄美市防災会議が作成したもので,市域に係る災害対策に関して，それぞれの関係機関がその有する全機能を有効に発揮し，災害予防・減災対策，災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより市域を保全し，住民の生命，身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第２　計画の性格

奄美市地域防災計画は,それぞれの災害の種別に応じて風水害等の自然災害や大規模事故等に係る「一般災害対策編」，地震災害に係る「地震災害対策編」，津波災害に係る「津波災害対策編」及び「資料編」から構成される。

本計画は，鹿児島県地域防災計画に基づいて作成したものであって，国の防災基本計画や指定地方行政機関が作成する防災業務計画と抵触することがないよう連携を図ったものである。

また，「地震災害対策編」は，主として揺れによるものを対象として記述し，「津波災害対策編」は，主として津波によるものを対象として記述している。両者は重なるところもあるので，両編合わせて震災・津波対策のために活用されるべきものである。

なお，本計画に定めのないものについては，「一般災害対策編」を準用する。

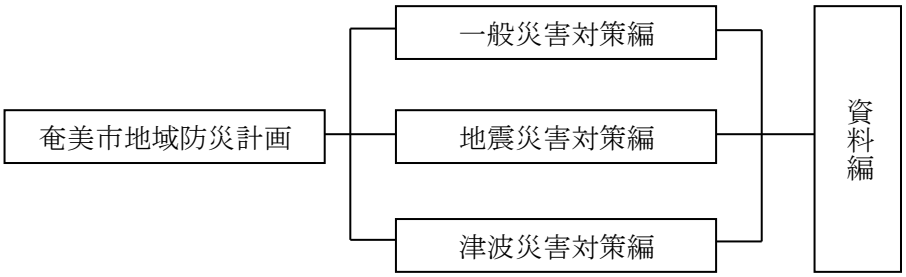

第３　用語の定義

この計画における用語の意味は，それぞれ次のとおりとする。

市　　：奄美市
県　　：鹿児島県
基　本　法：災害対策基本法
救　助　法：災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）
指定行政機関：基本法第２条第３号で定める指定行政機関

指定地方行政機関：基本法第２条第４号で定める指定地方行政機関
指定公共機関：基本法第２条第５号で定める指定公共機関
指定地方公共機関：基本法第２条第６号で定める指定地方公共機関
市地域防災計画：基本法第 42 条に基づき奄美市防災会議が作成する地域防災計画
県地域防災計画：基本法第 40 条に基づき鹿児島県防災会議が作成する地域防災計画
防災業務計画：基本法第２条第９号で定める防災業務計画
市災対本部：基本法第 23 条に基づき設置する奄美市災害対策本部
県災対本部：基本法第 23 条に基づき設置する鹿児島県災害対策本部
県地方本部：県地域防災計画に基づき地方に設置する鹿児島県災害対策地方本部
本部長：奄美市災害対策本部長
県本部長：鹿児島県災害対策本部長
県地方本部長：鹿児島県災害対策地方本部長
消防組合：大島地区消防組合消防本部
消防団：奄美市消防団
災害：暴風，竜巻，豪雨，豪雪，洪水，崖崩れ，土石流，高潮，地震，津波，噴火，地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。（基本法　第２条）

第４　計画の方針

この計画は，市の防災に関し，国，地方公共団体及びその他の公共機関等を通じて必要な体制を確立し，責任の所在を明確にするとともに，災害予防・減災，災害応急対策，災害復旧及びその他の必要な災害対策の基本を定め，総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るものであり，計画の樹立並びに推進にあたっては，次の方針を基本とする。

なお，施策の実施にあたっては，災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから，被災したとしても人命が失われないことを最重要視し，また経済的被害ができる限り軽減できるよう災害時の被害を最小化し，被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を基に，様々な対策を組み合わせて災害に備え，災害時の社会経済活動への影響を最小限に止める。

また，被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに，高齢者・障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」とする。）に配慮するなど，被災者の年齢，性別及び障害の有無といった被災者の実情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

１　地域特性に則した計画的な災害予防の実施

奄美市は台風，豪雨，高潮，地震，津波及び大規模火災等，過去に様々な災害を経験している。

海岸線が長く，ほとんどの集落が海に面して形成されており，一旦災害が発生すると様々な被害が生じ，市民の生活支障や防災対策上の障害が想定される。

このような地域特性に則し，災害時の被害を最小限に止めるため防災施設等の整備事業等の施策を推進し，併せて災害発生時の応急対応に備えた事前措置のための施策と住民等の防災意識等を向上させるための施策を推進するものとする。

また，施策の推進にあたっては，複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し，それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し，災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性も認識し，適宜，地域防災計画等を見直すとともに施策の充実に努めるものとする。

２　災害事象に応じた迅速で円滑な応急対策の実施

過去の災害履歴や今後想定される災害事象によると，災害が発生した場合，被害の程度や状況の推移によっては職員の動員配備，情報の収集・伝達，各種防災対策の意志決定にあたっての様々な障害・制約が予想され，住民に対する救援活動が立ち遅れるなどの事態に陥ることが想定される。

このような事態に対処し，災害事象に応じた迅速で円滑な災害応急対策を実施できるよう，発災後の職員の参集・配備基準に基づく災害初動体制を確立し，災害による人命の危険の解消等の活動を実施する必要がある。また，事態が落ち着いた段階においても，引き続き組織的な応急対策を実施することにより市民の生活支障や防災活動の障害の解消に努め，社会基盤の早期の応急復旧に努めるものとする。

なお，災害対応は行政機関や住民，関係団体等のそれぞれの役割分担が重要となるため，各種救援活動における役割分担・ルールに基づき，それぞれの役割に応じた施策を推進するものとする。

３　被災者のニーズを踏まえた速やかな災害復旧・復興の推進

災害の程度によっては膨大な量の施設・公共土木施設等における早期復旧事業の処理や弔慰金・生活資金融資等被災者への復旧・復興支援のための施策を行う必要が生じる。

被災地の復旧・復興にあたっては，復旧・復興のあらゆる場・組織に女性や障害者，高齢者等の要配慮者の参画を促進し，男女共同参画の視点や被災者のニーズを踏まえた災害復旧・復興施策を推進するとともに，各種制度等を効果的に活用し，市民生活の安定や福祉の向上に留意して早期復旧・復興支援に努めるものとする。

第５　計画の構成

第４で示した基本方針を実現するため，災害予防・減災，災害応急対策及び災害復旧に関する施策を有機的に結び付けられるよう，以下のような構成とした。

なお，本計画第１編第３部及び第２編第３部の災害応急対策のうち，避難指示等については別途「奄美市災害時避難勧告等判断・伝達マニュアル」に示す。避難指示等については「災害時避難勧告・判断等マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年３月集中豪雨等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会）を基に，奄美市災害時避難勧告・判断等マニュアルを作成した。なお，このマニュアルは水害・土砂災害（火山の噴火や地震に起因するものは除く）・高潮災害・津波災害を対象とする。

第１編　一般災害対策編
第１部　総則
　第１章　計画の目的等
　第２章　防災関係機関の業務の大綱
　第３章　住民及び事業所の基本的責務

第４章　市の地勢及び災害特性
第５章　災害の想定

第２部　災害予防・減災
第１章　災害に強い施設等の整備
第２章　迅速かつ円滑な災害応急対策への備え
第３章　住民の防災意識の啓発及び活動の整備

第３部　災害応急対策
第１章　活動体制の確立
第２章　警戒避難期の応急対策
第３章　事態安定期の応急対策
第４章　社会基盤の応急対策

第４部　特殊災害
第１章　海上災害等対策
第２章　空港災害対策
第３章　道路事故対策
第４章　危険物等災害対策
第５章　林野火災対策

第５部　災害復旧・復興
第１章　公共土木施設等の災害復旧
第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第２編　地震災害対策編
第１部　総則
第１章　計画の目的等
第２章　防災関係機関の業務の大綱
第３章　住民及び事業所の基本的責務
第４章　市の地勢及び地震災害特性
第５章　災害の想定

第２部　地震災害予防
第１章　地震災害に強い施設等の整備
第２章　迅速かつ円滑な地震災害応急対策への備え
第３章　住民の防災意識の啓発及び活動の促進

第３部　地震災害応急対策計画
　第１章　活動体制の確立
　第２章　初動期の応急対策
　第３章　事態安定期の応急対策
　第４章　社会基盤の応急対策

第４部　地震災害復旧・復興
　第１章　公共土木施設等の災害復旧
　第２章　被災者の災害復旧・復興支援

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画
　第１章　総則
　第２章　関係機関との連携協力の確保
　第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
　第４章　地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備計画
　第５章　防災訓練計画
　第６章　地震防災上，必要な教育及び広報に関する計画

第３編　津波災害対策編
第１部　総則
　第１章　計画の目的等
　第２章　防災関係機関の業務の大綱
　第３章　住民及び事業所の基本的責務
　第４章　市の地勢及び津波災害特性
　第５章　災害の想定

第２部　津波災害予防
　第１章　津波災害予防の基本的な考え方
　第２章　津波災害に強い地域づくり
　第３章　迅速かつ円滑な津波災害応急対策への備え
　第４章　住民の防災活動の促進

第３部　津波災害応急対策
　第１章　活動体制の確立
　第２章　初動期の応急対策
　第３章　事態安定期の応急対策
　第４章　社会基盤の応急対策

第４部　津波災害復旧・復興

第５部　南海トラフ地震防災対策推進計画
　第１章　総則
　第２章　関係機関との連携協力の確保
　第３章　津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
　第４章　地震防災上，緊急に整備すべき施設等の整備計画
　第５章　防災訓練計画
　第６章　地震防災上，必要な教育及び広報に関する計画

第４編　　資料編

第６　計画の修正

この計画は基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加え，必要があるときは，これを修正するものとする。

第７　計画の周知

この計画の内容は市,関係防災機関及びその他防災に関する重要な施設の管理者に周知徹底させるとともに，特に必要と認める事項については住民にも広く周知徹底させるものとする。

第８　計画の運用・習熟

この計画は，平素から訓練，研修又は広報その他の方法により内容の習熟・習得に努め，平常時の予防対策及び災害時の応急・復興対策実施時に適切な運用ができるようにしておくものとする。

第２章　防災関係機関の業務の大綱

本章は市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務を示す。

第１　奄美市

奄美市は，第１段階の防災機関として次の事項を担当し，また災害救助法が適用された場合は県知事の通知に基づき，必要な救助の実施に当たる。

処理すべき事務又は業務の大綱
（１）市防災会議に係る業務に関すること。
（２）防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。
（３）災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。
（４）災害の防御と拡大の防止に関すること。
（５）り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。
（６）被災した市管理施設の応急対策に関すること。
（７）災害時における文教，保健衛生対策に関すること。
（８）災害時における交通輸送の確保に関すること。
（９）被災者に対する融資等被災振興対策に関すること。
(10) 被災施設の復旧に関すること。
(11) 管内関係団体が実施する災害応急対策等の調整に関すること。
(12) 災害対策に係る広域応援協力に関すること。

第２　鹿児島県

処理すべき事務又は業務の大綱
（１） 鹿児島県防災会議に係る事務に関すること。
（２） 防災に係る施設，組織の整備と訓練等の災害予防・減災の対策に関すること。
（３） 災害に係る情報の収集，伝達及び被害調査に関すること。
（４） 災害の防御と拡大の防止に関すること。
（５） り災者の救助，医療，感染症予防等の救助保護に関すること。
（６） 被災した県管理施設の応急対策に関すること。
（７） 災害時の文教，保健衛生，警備対策に関すること。
（８） 災害対策要員の供給，斡旋に関すること。
（９） 災害時における交通輸送の確保に関すること。
(10) 被災者に対する融資等被災者振興対策に関すること。
(11) 被災施設の復旧に関すること。
(12) 市町村が処理する災害事務又は業務の指導，指示，斡旋等に関すること。
(13) 災害対策に係る「九州・山口９県災害時相互応援協定」，「緊急消防救助隊」等広域応援協力に関すること。

第３　地方行政機関

地方行政機関は，その組織及び機能の全てを挙げて，防災に関して概ね次の事項を担当するとともに，市が処理すべき防災事務に関して積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
福岡管区気象台（鹿児島地方気象台）（名瀬測候所）	（１） 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表に関すること。 （２） 気象，地象，（地震にあっては，発生した断層運動による地震動に限る），水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること。 （３） 気象業務に必要な観測，予防及び通信施設の整備に関すること。 （４） 地方公用団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 （５） 防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発に関すること。
奄美警察署	（１） 災害警備，り災者の救出対策及び死体の検死（検分）並びに行方不明者の捜索に関すること。 （２） 交通規制の指導・調整に関すること。
奄美海上保安部	（１）海難救助等に関すること。 （２）海上交通安全の確保に関すること。 （３）排出油等の防除に関すること。 （４）海上防災指導の実施に関すること。 （５）緊急輸送に関すること。
九州地方整備局名瀬事務所	（１）名瀬港の維持・応急対策に関すること。 （２）災害時における海上輸送の確保に関すること。
九州農政局（九州農政局鹿児島地域センター）	（１）農地，農業用施設及び農地の保全に係る海岸保全施設等の災害応急対策並びに災害復旧に関すること。 （２）農業に係る防災，災害応急対策及び災害復旧に係る指導調整並びに助言に関すること。 （３）応急用食料の調達・供給対策に関すること。 （４）主要食料の安定供給対策に関すること。 （５）その他防災に関し農政局の所掌すべきこと。
九州運輸局鹿児島運輸支局	（１）被災者，救援物資等の輸送調整に関すること。
大阪航空局鹿児島空港事務所	（１）被災者，救援物資等の輸送調整に関すること。
九州財務局鹿児島財務事務所	（１）災害時における金融機関に対する緊急措置の指示に関すること。
名瀬公共職業安定所	（１）災害対策要員の斡旋に関すること。

第４　自衛隊

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊奄美警備隊・第 12 普通科連隊，海上自衛隊第１航空群	（１）人命救助，消防，水防，救助物資，道路の応急復旧，医療防疫及び給水等のほか，災害通信の支援に関すること。 （２）その他防災に関して自衛隊の所掌すべきこと。

第５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は，その業務の公共性又は公益性に鑑み，防災に関して概ね次の事項を担当するとともに，市が処理すべき防災事務に関して積極的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
ＮＴＴ西日本鹿児島支店	（１）通信設備の防災対策 （２）災害時の通信確保対策 （３）被災設備の応急復旧対策
郵便事業株式会社及び郵便局株式会社（各郵便局）	（１）災害時における郵政事業運営の確保に関すること。 （２）災害時における郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
日本銀行（鹿児島支店）	（１）銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 ア 通貨の円滑な供給の確保 イ 現金供給のための輸送，通信手段の確保 ウ 通貨及び金融の調節 （２）資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ア 決済システムの安定的な運行に係る措置 イ 資金の貸付け （３）金融機関の業務運営の確保に係る措置 （４）金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 （５）各種措置に関する広報 （６）その他防災に関し日本銀行鹿児島支店の所掌すべきことのほか，所要の災害応急対策
日本赤十字社（鹿児島県支部）	（１）災害時における医療，助産，及び死体処理等被災地での医療救護に関すること。 （２）救援物資の備蓄と配分に関すること。 （３）災害時の血液製剤の供給に関すること。 （４）義援金の受付に関すること。 （５）防災ボランティア等による災害時の活動及び外国人の安否調査に関すること。
独立行政法人国立病院機構	（１）災害医療班の編成・派遣に関すること。 （２）被災地での医療救護に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
日本放送協会及び放送関係機関	（１） 気象予警報，災害情報の放送による周知徹底及び防災知識の普及等災害広報に関すること。 （２）社会事業団体等の行う義援金の募集等に対する協力に関すること。
自動車輸送機関	（１） 災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の確保に関すること。
海上輸送機関	（１）災害時における船舶による救助物資等の輸送の確保に関すること。
電力供給機関 （九州電力株式会社）	（１） 電力施設の整備と防災管理に関すること。 （２） 災害時における電力供給確保に関すること。 （３） 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
ガス供給機関	（１） ガス施設の整備と防災管理に関すること。 （２） 災害時におけるガス供給確保に関すること。 （３） 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
大島郡医師会	（１） 災害時における助産，医療救護に関すること。
大島郡歯科医師会	（１） 災害時における歯科医療に関すること。 （２） 身元確認に関すること。
鹿児島県奄美薬剤師会	（１） 災害時における薬剤の管理及び供給に関すること。
鹿児島県看護協会	（１） 災害看護に関すること。
鹿児島県建設業協会奄美支部	（１） 公共土木施設の被害情報の収集に関すること。 （２） 公共土木施設からの障害物の除去及び応急の復旧に関すること。

第６　公共的団体その他防災上，重要な施設の管理者

公共的団体その他防災上の重要な施設の管理者は，概ね次の事項を担当し，当該業務の実施を通じて防災に寄与するとともに，市が処理する防災業務に関して自発的に協力する。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
病院等経営者	（１） 防災に係る施設整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 （２） 災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 （３） 被災負傷者等の収容保護に関すること。 （４） 災害時における医療、助産等の救護に関すること。 （５） 近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	（１） 防災設備等の整備と避難訓練の実施等の災害予防の対策に関すること。 （２） 災害時における施設入所者の避難誘導に関すること。
奄美市社会福祉協議会	（１） 奄美市災害救援ボランティアセンター設置・運営に関すること。 （２） 福祉救援ボランティアに関すること。 （３） 被災者からの相談に関すること。

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱
金融機関	（１）被災事業者に対する資金の融資及び斡旋に関すること。
学校法人	（１）防災に係る施設の整備と避難訓練等の災害予防の対策に関すること。 （２）災害時における学生の避難誘導に関すること。 （３）災害時における応急教育の対策に関すること。 （４）被災施設の災害復旧に関すること。
水道事業者	（１）水道施設の整備と防災管理に関すること。 （２）災害時における水の確保に関すること。 （３）被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
漁業協同組合	（１）漁船の遭難防止の対策に関すること。 （２）海上での緊急搬送及び輸送に関すること。
地域コミュニティＦＭ	（１）災害時の緊急放送に関すること。
その他公共団体及び防災上重要な施設の管理者	（１）それぞれの職務に関する防災管理，応急対策及び災害復旧に関すること。

第３章　住民及び事業所の基本的責務

住民及び事業所の事業者（管理者）は，各々の防災活動を通じて防災に寄与するとともに，市及び県が処理する防災業務について自発的に協力するものとする。

第１　住民

基　本　的　責　務
防災の基本は「自らの身の安全は自ら守る」であり，住民はこの観点に立ち，日頃から自主的に食品・飲料水等の備蓄などを災害に備え，防災訓練や各種防災知識の普及啓発活動をはじめとする市・県・消防機関等の行政が行う地震防災活動と連携・協力する必要がある。 また，住民は，地震発生時の初期消火及び避難・救助対策等における隣保互助等により被害を未然に防止し，或いは最小限に止めるため自ら災害教訓の伝承に努め，地域において相互に協力するとともに，市及び県が実施する防災業務について自発的に協力し，住民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。

第２　事業所

基　本　的　責　務
事業所の事業者（管理者）は，市，県及びその他の行政機関が実施する防災業務について協力するとともに，事業の実施にあたっては自ら防災対策を行い，従業員や顧客の安全を守りながら経済活動の維持及び地域への貢献等の役割を果たす等，その社会的責務を自覚し，災害を防ぐために最大限の努力を払わなくてはならない。 さらに，住民全体の生命，身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。 特に，食料・飲料水及び生活必需品を提供する事業者等の災害応急対策等に係る業務に従事する企業は，市及び県が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

第４章　市の地勢及び災害特性

第１　奄美市の地勢

奄美市は,鹿児島港から南へ航路距離 383km の地点にある奄美大島の中央よりやや北東よりに位置し，北部は間に龍郷町を挟み飛び地となっている。西は大和村に隣接し，宇検村へと連なり，南は瀬戸内町に隣接する。北西側は東シナ海，南東側は太平洋に面している。

地形は古成層とこれを貫く火成岩からなる急峻な山稜性である。主要河川として東海岸の住用湾に注いでいる住用川(18.1km)及び役勝川（17.5km）の他に大川などがあるが，いずれも短小急流河川である。

海岸線は変化に富み,概して良湾良港に恵まれている。なかでも,名瀬港は群島唯一の重要港湾で,貨客船の出入りが頻繁にあり物流の拠点施設である。

新奄美空港(第３種空港)が昭和 63 年，現所在地に移転開港し，鹿児島，福岡，大阪，東京，千葉，那覇及び群島内の空港との間を結んでいる。

道路は，本島道路網の骨格である国道 58 号をはじめ，県道が着実に整備されてきている。

本市の気象は亜熱帯海洋性に属し，年平均気温約 21.8℃，年間降水量約 2,935.7㎜ で四季を通じ温暖である。

このほか亜熱帯地域の特徴に台風があるが，本市から 500km 以内を通過する台風は年平均 5.7 個，300km 以内だと年平均 3.6 個である。

第２　奄美市の災害の特性（数値は 1991 年～2020 年の統計による）

１　奄美市の気象概況

奄美市の北部は比較的山地が少なく，山や崖に隣接しての集落が少ないため，崖崩れ等の土砂災害の危険性は南部に比べ低い。

一方，奄美市中央部及び南部においてはそのほとんどが山であり，特に市街地においては山裾に住家が密集するなど,急傾斜地危険箇所や崖地に隣接した住家が多数あり,常に地すべり,山崩れ又は崖崩れ等の土砂災害と隣合わせの状況にある。

一度，土砂災害が起こると，人命，財産又はライフライン若しくは道路の寸断等，重大な危機や被害をもたらしてきている。

奄美市は本土より１ヶ月ほど早く梅雨入りし，平年の梅雨入りは５月 12 日頃，梅雨明けは６月 29 日頃となっている。この間，豪雨による山崩れ，崖崩れ又は床上・床下浸水の被害が発生しやすい。

気象災害のうち特に被害の大きいのは台風である。７月から９月にかけて台風の来襲が多く,奄美地方から 300km 以内に接近及び通過した台風は年平均で 4.3 個となり，過去に暴風，大雨又は土砂災害等の甚大な被害をもたらした。

また，平成 22 年 10 月 18 日から 21 日にかけての奄美地方の大雨（豪雨）では，奄美地方に前線が停滞し，南シナ海にあった台風第 13 号からの湿った空気の流れ込みにより大気状態が

非常に不安定となり，24 時間降水量は多い所で 700㎜(奄美市住用町)を超えて過去最大の豪雨災害となった。

１時間雨量(解析雨量)は 20 日昼前から昼過ぎにかけて奄美市,瀬戸内町及び大和村で 120㎜を超える猛烈な雨（記録的短時間大雨情報を３回発表）が降ったほか，鹿児島県の雨量計によると奄美市住用での１時間降水量は 20 日 11 時 93㎜，12 時 130㎜，13 時 131㎜を観測し，３時間雨量 354㎜を記録した。

奄美市名瀬では 24 時間雨量が 648.0㎜を観測，昭和 51 年の 24 時間雨量の観測開始以来，最大を記録し,また,20 日の日降水量は622.0㎜となり,明治36年５月29日に観測した547.1㎜を超え，明治 29 年 12 月の観測以降最大を記録した。

この水害により本市では２名の方が亡くなるとともに，全壊６棟，半壊 303 棟，一部損壊 12 棟，床上浸水 58 棟，床下浸水 420 棟の住宅被害が発生した。

島内各地で土砂崩れやがけ崩れが多く発生し，奄美本島内で道路の通行止め 56 箇所，停電 20,500 戸，断水 2,488 世帯，ＮＴＴ回線の不通 12,103 回線，携帯電話基地局 88 箇所が停波するなど，ライフラインについても甚大な被害となった。

さらに平成 27 年５月 31 日，台風６号に伴う被害として住家の一部損壊が７件，同年６月７日及び 23 日から 26 日の大雨によって床下浸水の被害が３件発生している。

また，平成２年９月 13 日９時にグアム島の北西で発生した台風第 19 号は，17 日９時には中心気圧 890hPa，最大風速 60m/s に達し大型で猛烈に強い勢力となり，18 日 12 時には旧名瀬市の南東約 40㎞の海上に達した。

このため，奄美大島南部の瀬戸内町古仁屋では激しい雨が降り，１時間降水量は 18 日 10 時 78㎜，11 時 91㎜を記録した。11 時 30 分頃，瀬戸内町古仁屋高丘で土石流が発生し，100m 離れた集落の 11 戸，７世帯 14 人が生き埋めとなり，そのうち 11 人が死亡した。19 日には旧住用村城の国道 58 号が崩土で全面通行止めとなったほか，同村上役勝や旧笠利町などの県道でも全面通行止めとなった。この台風では瀬戸内町で 12 人，旧名瀬市で１人の犠牲者を出したほか，全壊家屋 155 棟，半壊家屋 557 棟などの住宅被害をもたらした。

２　奄美市の火災

災害対策基本法の対象となる火災は大規模なものに限定しているが，昭和 30 年から本市において災害救助法を適用した火災は，以下のとおりである。

救助法適用火災状況調

年月日	時分	場　所	業　態	焼失棟数	焼失面積㎡	原　因	損失額千円	死者人
S30.10.14	1:50	旧名瀬市	商　店	118	5,056	煙　突	272,287	1
S30.12.３	5:00	旧名瀬市	飲食店	1,365	62,409.7	不　明	1,605,960	
S36.12.８	0:45	旧名瀬市	住　家	60	1,554.3	放　火	34,807	1
S49.１.３	19:00	旧笠利町	住　家	41	5,900	プロパンガス	200,000	

この表を見てもわかるように，これらの火災が冬の火災多発期に多く発生していることは注目される。この時期に火災が多発し，また大火災が多いのは空気が乾燥していること，季節風による強風が吹きやすいことに加え，火気を使用する機会が多くなっていること等が原因しているようである。

特に，昭和 30 年 12 月３日の旧名瀬市の大火は，本市におかれた地理的条件と季節風による強風が拍車をかけ，また，建物の構造が大火を引き起こしたもので，火災を最小限にくい止める見地から耐火構造建築物の建設を推進する必要がある。

なお，急速に発達した社会経済の状況は人口の都市集中化を促進し，これに伴って危険物施設の激増と火災による危険度を増大させている。今後，この種の大火の防止にも十分注意する必要がある。

３　奄美市の極値

項　　目	統計期間	記　　録	年月日	日本記録(アメダス含む)
最高気温	1896/11～2025/12	37.3 ℃	1960/07/09	41.8 ℃ (2025/8/5 群馬県伊勢崎)
最低気温	1896/11～2025/12	3.1 ℃	1901/02/12	－41.0 ℃ (1902/01/25 北海道旭川)
最大風速・風向	1896/12～2025/12	北 33.7 m/s	1964/09/24	西南西 69.8 m/s (1965/09/10 高知県室戸岬)
最大瞬間風速・風向	1937/1～2025/12	東南東 78.9 m/s	1970/08/13	北東 85.3 m/s (1966/09/05 沖縄県宮古島)
日降水量	1896/11～2025/12	622.0 mm	2010/10/20	922.5 mm (2019/10/12 神奈川県箱根)
最大１時間降水量	1896/11～2025/12	116.4 mm	1949/10/21	153 mm (1999/10/27 千葉県香取)
月間最多降水量	1896/11～2025/12	1,480.1 mm	1957/09	
月間最小降水量	1896/11～2025/12	0.0 mm	2013/07	
年間最多降水量	1896　～2025/12	4,429.5 mm	1959	
年間最小降水量	1896　～2025/12	1,708.8 mm	1963	

★気象庁ＨＰを参考に作成、奄美市は名瀬測候所での観測の極値

第５章　災害の想定

本計画の策定にあたっては，災害対策基本法第２条に定める災害のうち，特に暴風，豪雨，洪水，高潮，大規模な火事及びその他特殊災害を想定し，規模は災害救助法適用程度の災害を想定している。

具体的には，奄美市において過去に発生した最大規模の風水害等とその際に生じた様々な事象を予防計画，応急対策計画及び復旧・復興計画における目標（目安）として位置づける。

本市においては，第４章第２「奄美市の災害の特性」で示した既往の風水害のうち，最大規模であった平成 22 年 10 月 18 日から 21 日にかけての奄美地方の大雨（奄美豪雨）と同程度の豪雨による被害が懸念されるため，以下に示す規模の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

第１　想定災害の概要

本計画が想定災害とする平成 22 年 10 月 18 日から 21 日にかけての奄美地方の大雨の概要は，以下のとおりである。

想定項目＼ 災害名・年月日		奄　美　豪　雨 （平成 22 年 10 月 18 日～21 日）
気　象　概　要		・１時間最大雨量 78.5 ㎜（名瀬）20 日 16 時 41 分まで 131.0 ㎜（住用）20 日 13 時まで 47.0 ㎜（笠利）20 日１時まで〔欠測あり〕 ・24 時間降水量 648.0 ㎜（名瀬）20 日 23 時 20 分まで 703.0 ㎜（住用）20 日 21 時まで 247.5 ㎜（笠利）20 日 24 時まで〔欠測あり〕 ・総雨量の最大値（18～21 日） 766.5 ㎜（名瀬） 890.0 ㎜（住用） 283.0 ㎜（笠利）〔欠測あり〕
被　人 害　的	死者数 重症 軽傷	２名 １名 ―
被　建 害　物	全壊 半壊 一部損壊 床上浸水 床下浸水	７戸 387 戸 12 戸 64 戸 414 戸

第２　想定被害の概要

１　洪水危険

本市は，南西諸島の気候的特徴として年間の降水量も多く，また台風の常襲地域にもなっており風水害発生率が高くなっている。また，市内にある２級河川や準用河川などの流域が居住地域内を流れているため，集中的な大雨により河川氾濫が生じ，広域にわたり被害が発生すると予測される。

２　土砂災害危険

本市には，土砂災害警戒区域 750 箇所，土砂災害特別警戒区域 675 箇所（令和７年１月４日現在）が存在している。特に，名瀬地区と住用地区では山裾に沿った形での居住区域が非常に多く，地盤が緩んだ状態での地震や断続的な大雨により，多大な被害が発生すると予測される。

３　建物被害

２級河川の流域では浸水による半壊棟数の被害，山裾の地域では土砂災害による全壊棟数の被害が集中すると予測される。

４　生活支障・防災活動上の障害

（１）移動・輸送の制約

道路の寸断等により移動や輸送に大きな障害が発生すると予想される。また，台風発生に伴って海上輸送等にも制限が生じ，孤立した集落への輸送等に支障が及ぶことが予想される。

（２）通信の制約

施設被害や輻輳により通話不能又は通話困難となることが予想される。周辺地域でも安否の問合せの殺到で電話が繋がりにくくなる可能性がある。

（３）教育の制約

学校施設や教員の被災により通常教育の停止又は休止を余儀なくされ，また，施設を避難所として使用することから教育の制約が生じることが予想される。

（４）その他の経済的な制約

建物・ライフライン等に大きな制約を受け，経済活動の著しい低下を招くことが予想される。